新 旧 対 照 条 文厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件

厚生労働大臣が定める施設基準 (平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」と 害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年 ビス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障活支援員」という。) の員数が、常勤換算方法(指定障害福祉サ	条第一項第三号に規定する生活支援員(以下この号において「生単位を除く。)ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十	する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六号までに規定	当該指定療養介護の単位 (指定障害福祉サービス基準第五十条	規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。)の施設基準	以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第三項に	及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。	自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備	療養介護サービス費 ()を算定すべき指定療養介護の単位(障害者	表(以下「介護給付費等単位数表」という。) 第5の1のイの ⑴	十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数	当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成	イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該	指定療養介護の施設基準	改 正 案
障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定。以下この号において同じ。)が、常勤換算方法(指定障害福祉されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする	での間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置師を配置している場合にあっては、平成二十四年三月三十一日ま	おいて「生活支援員」という。)の員数(生活支援員として看護基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員(以下この号に	当該指定療養介護の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス	定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。)の施設基準	下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第三項に規	び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以	立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及	養介護サービス費 ()を算定すべき指定療養介護の単位 (障害者自	表(以下「介護給付費等単位数表」という。) 第5の1のイの療	十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数	当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成	イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該	指定療養介護の施設基準	現行

じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。2に規定する者を除く。口の(1)、八の(1)及び二の(1)において同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注いう。)第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同

護事業所であること。 次の ⑴又は ⑵ に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介

()を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準介護給付費等単位数表第5の1のイの③の療養介護サービス費

平均値を二で除して得た数以上であること。注2に規定する者を除く。口から二までにおいて同じ。)の数の同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1のという。)第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」

算定すべき指定療養介護の単位の施設基準が護給付費等単位数表第5の1の口の療養介護サービス費()を

П

数以上であること。常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、

算定すべき指定療養介護の単位の施設基準介護給付費等単位数表第5の1の八の療養介護サービス費()

を

八

護事業所であること。

- 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。
- の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。 の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。 ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度 2 特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位
- ──を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準 「介護給付費等単位数表第5の1のイの⑷の療養介護サービス費

護事業所であること。 次の ⑴又は ⑵ に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介

- 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。

 数以上であること。
- 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、介護給付費等単位数表第5の1のイの⑤の療養介護サービス費の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

 「とに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度

数以上であること。常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、

算定すべき指定療養介護の単位の施設基準介護給付費等単位数表第5の1の二の療養介護サービス費()を

数以上であること。常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、

算定すべき指定療養介護の単位の施設基準ホー介護給付費等単位数表第5の1のホの療養介護サービス費 ()を

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、

数以上であること。 常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た

- ビス費()を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準 介護給付費等単位数表第5の1の口の ⑴の経過的療養介護サー
- とに置くべき生活支援員の員数が、 特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ご 常勤換算方法で、前年度の利

用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

介護給付費等単位数表第5の4のイの人員配置体制加算 を算

定すべき指定療養介護の単位の施設基準

得た数以上であること。 常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を一・七で除して 指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数の総数が、 ビス費()を算定している特例指定療養介護事業所であって、当該 介護給付費等単位数表第5の1の口の ⑴ の経過的療養介護サー

チ 定すべき指定療養介護の単位の施設基準 介護給付費等単位数表第5の4の口の人員配置体制加算()を算

数以上であること。 換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た 養介護の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤 介護給付費等単位数表第5の1のイの②の療養介護サービス費 を算定している特例指定療養介護事業所であって、 当該指定療

- 指定生活介護等の施設基準
- のとみなされた指定障害者支援施設 (障害者自立支援法 (平成十 施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているも 費を算定すべき指定生活介護の施設基準 介護給付費等単位数表第6の1の八の経過的生活介護サービス 指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、 指定障害者

えて適用される指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号 に規定する数以上であること。 指定障害福祉サー ビス基準附則第三条第二項の規定により読み替

指定生活介護等の施設基準

支援施設をいう。以下同じ。) であること。 七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項に規定する指定障害者

口~二 (略)

定生活介護事業所等の施設基準が一介護給付費等単位数表第6の1の延長支援加算を算定すべき指

次の及びに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- て八時間を超えて指定生活介護等を行うこと。に定める営業時間が八時間以上であり、かつ、利用者に対し、指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程

二の二 指定短期入所の施設基準

業所の施設基準
- (は医療型特定短期入所サービス費 ()を算定する指定短期入所事では医療型特定短期入所サービス費 ()又は同八の ()の医療型特定短期入所サービス費 ()若しビス費 ()又は同八の ()の医療型短期入所サービス費 ()を譲続付費等単位数表第7の1の口の ()の医療型短期入所サー

(1) (3) (略)

であること。

次の (1) から (3) までのいずれにも該当する指定短期入所事業所

(1) (2) (略) 所事業所であること。

次の ①又は ② に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入

イ~ハ (略)

二の二 指定短期入所の施設基準

定する指定短期入所事業所の施設基準ビス費 ()又は同八の (!)の医療型特定短期入所サービス費 ()を算イ 介護給付費等単位数表第8の1の口の (!)の医療型短期入所サー

であること。 次の ①から ② までのいずれにも該当する指定短期入所事業所

(1) (3) (略)

()を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準定短期入所サービス費()若しくは医療型特定短期入所サービス費ービス費()若しくは医療型短期入所サービス費()又は医療型特ロー介護給付費等単位数表第8の1の口及び八の医療型短期入所サ

所事業所であること。 次の ⑴又は ⑵ に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入

(1) (2) (略)

| ビス費 () 又は医療型特定短期入所サービス費 () を算定すべき指ハ|| 介護給付費等単位数表第7の1の八の医療型特定短期入所サー

定短期入所事業所の施設基準

所事業所であること。 次の ①又は ② に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入

- 定する診療所
 「医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規
- 一の三 指定共同生活介護の施設基準 ② 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

下同じ。)の施設基準第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以を算定すべき指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準介護給付費等単位数表第9の8の地域生活移行個別支援特別加算

- 又は生活支援員を配置することが可能であること。 が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人護給付費等単位数表第9の8の注に規定する別に厚生労働大臣同生活介護事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介明 指定障害福祉サービス基準第百三十八条の規定により指定共
- 有する者による指導体制が整えられていること。 る厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格をているとともに、介護給付費等単位数表第9の8の注に規定す② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置され
- (3) (4) (略)

三 指定施設入所支援等の施設基準

ビス費を算定すべき指定施設入所支援の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者

二の三 指定共同生活介護の施設基準

下同じ。) の施設基準第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以を算定すべき指定共同生活介護事業所 (指定障害福祉サービス基準介護給付費等単位数表第10の8の地域生活移行個別支援特別加算

- 有する者による指導体制が整えられていること。 る厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格をているとともに、介護給付費等単位数表第10の8の注に規定す2 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置され
- (3) (4) (略)
- 指定施設入所支援等の施設基準

Ξ

のとみなされた指定障害者支援施設であること。施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているも

- 。)の施設基準1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位(介護給付費等単位数表第10の1ので護給付費等単位数表第10の2の夜勤職員配置体制加算を算定
- ら ⑶までのいずれかに該当すること。 支援員 (口において「生活支援員」という。) の員数が次の ⑴かべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活を勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置く
- 所支援等の単位にあっては、二以上いて同じ。)の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号におに掲げる⑵又は⑶のいずれかに該当する者にあっては、当該⑴ 前年度の利用者の数(介護給付費等単位数表第10の1の注1
- (2) · (3) (略)

算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準介護給付費等単位数表第10の1の地域生活移行個別支援特別加

- 生活支援員を配置することが可能であること。 働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の① 介護給付費等単位数表第10の11の注2に規定する別に厚生労
- (2) (略)
- の種類が精神障害である場合に限る。)。れていること(施設の運営規程における主たる対象とする障害)、精神科を担当する医師による定期的な指導が月二回以上行わ
- (4) (5) (略)

指定自立訓練(生活訓練)の施設基準

四

- 。)の施設基準(1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じすべき指定施設入所支援等の単位(介護給付費等単位数表第11のイ)介護給付費等単位数表第11の2の夜勤職員配置体制加算を算定イ
- ら ⑶ までのいずれかに該当すること。 支援員(口において「生活支援員」という。)の員数が次の ⑴ かべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活を勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置く
- 所支援等の単位にあっては、二以上いて同じ。)の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号におに掲げる⑵又は⑶のいずれかに該当する者にあっては、当該前年度の利用者の数(介護給付費等単位数表第11の1の注1

(1)

- (2) (3) (**略**)
- 働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の()介護給付費等単位数表第11の11の注2に規定する別に厚生労算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準口(介護給付費等単位数表第11の11の地域生活移行個別支援特別加
- (2) (略)

生活支援員を配置することが可能であること。

- (3) 精神科を担当する医師による定期的な指導が月二回以上行わ
- (4) (5) (略)

四 指定自立訓練(生活訓練)の施設基準

練(生活訓練)事業所等をいう。以下同じ。)の施設基準に害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓育。以下同じ。)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定第百六十六条第一項第一号口に規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を行う指定自立訓練(指定障害福祉サービス基準算を算定すべき指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準イー介護給付費等単位数表第12の1の3の地域移行支援体制強化加

(1) (2) (略)

- 定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準口 介護給付費等単位数表第12の5の短期滞在加算を算定すべき指
- ⑴ 短期滞在加算 ()を算定すべき場合の施設基準

二 四 (略)

(2) (略)

自立訓練(生活訓練)事業所の施設基準別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練(生活訓練)を行う指定八 介護給付費等単位数表第12の5の9の地域生活移行個別支援特

- 111。 行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能である 行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能である き生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第12の5の9の注 泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべ 指定障害福祉サービス基準第百六十六条の規定により指定宿
- ② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置され

練(生活訓練)事業所等をいう。以下同じ。)の施設基準筒害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓第6、以下同じ。)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定第一5。以下同じ。)を行う指定自立訓練(指定障害福祉サービス基準算を算定すべき指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準イー介護給付費等単位数表第13の1の3の地域移行支援体制強化加

(1) · (2) (略)

定自立訓練 (生活訓練)事業所等の施設基準口 介護給付費等単位数表第13の5の短期滞在加算を算定すべき指

- ♡ 短期滞在加算 ()を算定すべき場合の施設基準
- として四人以下)であること。
 指定障害者支援施設をいう。)が行う場合にあっては、原則平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する不条の規定による指定障害者支援施設(障害者自立支援法(居室の定員が四人以下(指定障害者支援施設基準附則第十

二 四 (略)

(2) (略)

自立訓練(生活訓練)事業所の施設基準別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練(生活訓練)を行う指定八 介護給付費等単位数表第13の5の9の地域生活移行個別支援特

- (1) 15 (1) 指定障害福祉サービス基準第百六十六条の規定により指定宿 (1) 指定障害福祉サービス基準第百六十六条の規定により指定宿 (1) 指定障害福祉サービス基準第百六十六条の規定により指定宿
- ② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置され

該資格を有する者による指導体制が整えられていること。定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当ているとともに、介護給付費等単位数表第12の5の9の注に規

- (3) · (4) (略)
- 算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準二 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算を
- () 用定員が次の(?)又は(!)に掲げる精神障害者退院支援施設(!) 精神障害者退院支援施設加算()を算定すべき場合の施設基準
- は()に定める基準を満たしていること。支援施設をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ()又介護給付費等単位数表第12の8の注に規定する精神障害者退院

は

(1) に定める基準を満たしていること。

- いう。) 二十人以上六十人以下 神病床を転換して設けられたもの(以下「病床転換型」とぼ) 病院の建物内の医療法第七条第二項第一号に規定する精
- (1) (略)
- (二) (六) (略)
- (2) (略)
- 五 指定就労移行支援の施設基準

算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注3に規定する指定就介護給付費等単位数表第13の9の精神障害者退院支援施設加算を

労移行支援事業所等の施設基準

- イ・ロ (略)
- 五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

指定就労継続支援A型事業所等の施設基準費()を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援A型サービス

該資格を有する者による指導体制が整えられていること。定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当ているとともに、介護給付費等単位数表第13の5の9の注に規

- (3) (4) (**略**)
- 算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準一 介護給付費等単位数表第3の8の精神障害者退院支援施設加算を
- 支援施設をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ『又介護給付費等単位数表第13の8の注に規定する精神障害者退院「用定員が次の『又は《に掲げる精神障害者退院支援施設(精神障害者退院支援施設加算(を算定すべき場合の施設基準)
- 十人以下「病床転換型」という。) 二十人以上六れたもの(以下「病床転換型」という。) 二十人以上六第七条第二項第一号に規定する精神病床を転換して設けら(『病院の建物内の医療法(昭和二十三年法律第二百五号)
- (1) (略)
- 二 六 (略)
- (2) (略)
- 五 指定就労移行支援の施設基準

労移行支援事業所等の施設基準算定すべき介護給付費等単位数表第4の1の注3に規定する指定就介護給付費等単位数表第4の9の精神障害者退院支援施設加算を

- イ・ロ (略)
- 五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

指定就労継続支援A型事業所等の施設基準費()を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定する介護給付費等単位数表第15の1のイの就労継続支援A型サービス

除して得た数以上であること。総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員のサービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉

六 指定就労継続支援B型の施設基準

る指定就労継続支援B型事業所等の施設基準。)を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定すス費 () (口において「就労継続支援B型サービス費 () 」というイ) 介護給付費等単位数表第15の1のイの就労継続支援B型サービ

を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準口 介護給付費等単位数表第15の14の目標工賃達成指導員配置加算

で、利用者の数を六で除した数以上であること。 規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法べき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第15の14の注に型事業所等であって、当該指定就労継続支援B型事業所等に置く就労継続支援B型サービス費 ()を算定する指定就労継続支援B

七 指定共同生活援助の施設基準

を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準介護給付費等単位数表第16の6の地域生活移行個別支援特別加算

除して得た数以上であること。総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員のサービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉

指定就労継続支援B型の施設基準

六

る指定就労継続支援B型事業所等の施設基準。)を算定すべき介護給付費等単位数表第16の1の注2に規定すス費()(口において「就労継続支援B型サービス費()」というイ 介護給付費等単位数表第16の1のイの就労継続支援B型サービ

あること。

「前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上でで、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上で口において「職業指導員等」という。)の総数が、常勤換算方法附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(ビス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準社サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サー設該指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福

を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準口 介護給付費等単位数表第16の14の目標工賃達成指導員配置加算

で、利用者の数を六で除した数以上であること。 規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法べき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第16の14の注に型事業所等であって、当該指定就労継続支援B型事業所等に置く就労継続支援B型サービス費 ()を算定する指定就労継続支援B

指定共同生活援助の施設基準

七

を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準介護給付費等単位数表第17の6の地域生活移行個別支援特別加算

同じ。) の施設基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下

- な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であ16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第一指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生
- する者による指導体制が整えられていること。に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有いるとともに、介護給付費等単位数表第10の6の注に規定する別② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されて
- (4) (略)

同じ。)の施設基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下

(1)

- ること。

 な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であれてのの注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第
- する者による指導体制が整えられていること。に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有いるとともに、介護給付費等単位数表第17の6の注に規定する別社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されて

(2)

· (4) (略)

(3)

- 11 -